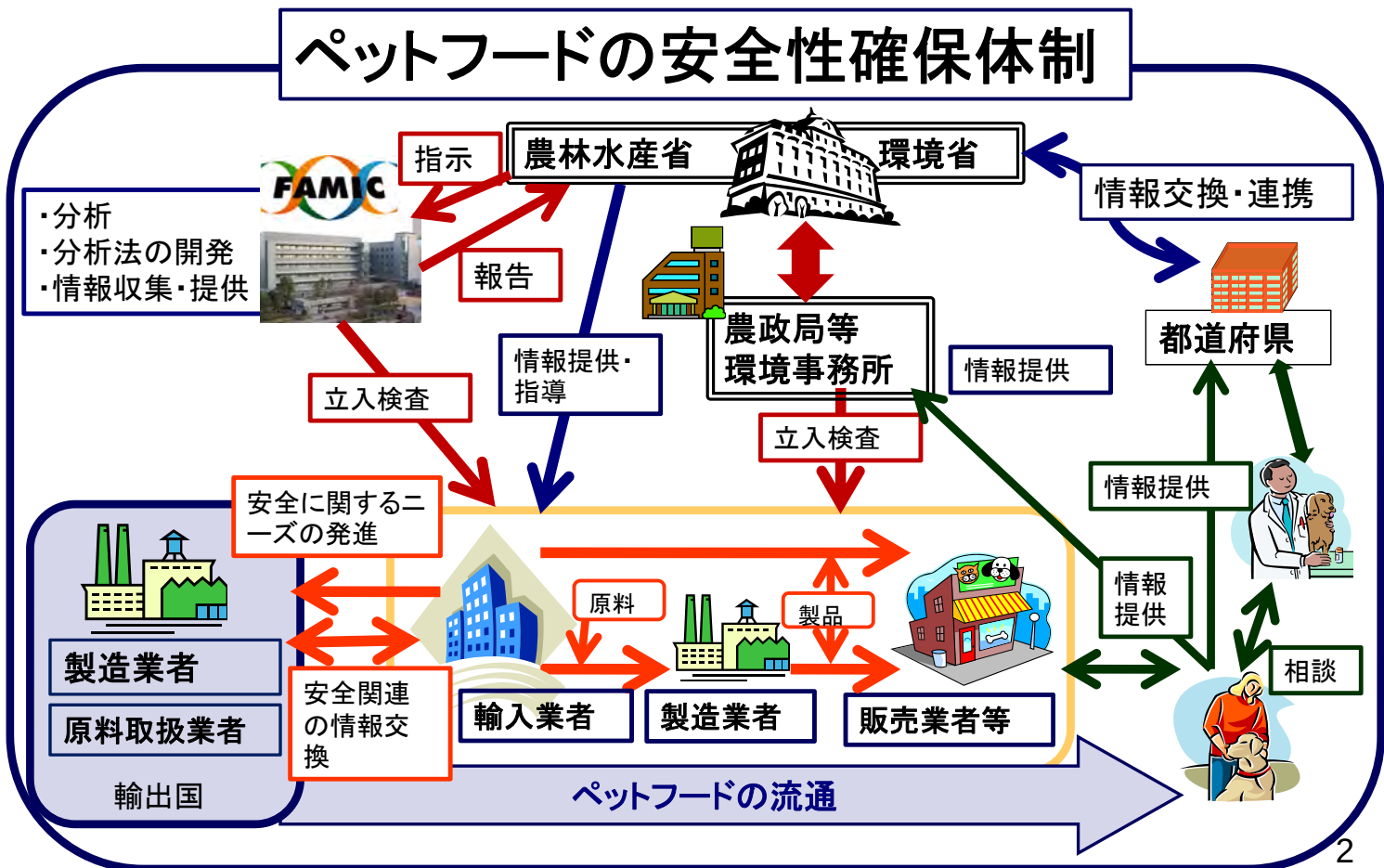


ペットフード安全法の 遵守状況の確認

独立行政法人
農林水産消費安全技術センター
Food and Agricultural Materials Inspection Center
(FAMIC)

ペットフードの安全性確保体制



立入検査に関して留意すべき事項



3

【無通告での実施】

- ・立入検査は、無通告で実施
- ・業務の状況を把握している方に立会をお願い

※無通告検査にスムーズに対応するため、
あらかじめ2名以上の立会人を選定する
ことが望ましい

4

【事業場における立入検査の流れ】

1. 検査内容の伝達： 目的・内容の表明
2. 事業場の業務概要の把握
3. 成分規格・製造基準の遵守状況の検査
4. 帳簿類の検査
5. 表示の検査
6. 試験品の集取
7. 現場巡察
8. 記録書の作成

《製造業者の場合》



【製造事業場の概要】

- ・製造品目及び製造数量
- ・製造工程の概要
- ・製造管理状況
- ・在庫状況



【成分規格・製造基準】

- ・規格・基準を遵守するために講じている安全確保対策
(原料の保管、加熱処理、添加物の使用、製品の保管、品質管理)

【帳簿の備付け 1】



- ・ 名称及び数量
- ・ 製造年月日
- ・ 原材料の名称及び数量
- ・ 原材料の譲受けの年月日及び相手方の氏名又は名称

9

【帳簿の備付け 2】



- ・ 譲り渡したペットフードの名称
及び数量
- ・ 相手方の氏名又は名称
- ・ 譲り渡しの年月日
- ・ 譲り渡したペットフードの荷姿
- ・ 2年間の保存

10

《輸入業者の場合》



11

【輸入概要の確認】

- 輸入品目
- 輸入数量
- 輸入先国名
- 輸入港
- その他必要事項

12

【成分規格・製造基準】

- ・規格・基準を遵守するために講じている安全確保対策（海外の製造事業場の対応を含む）

（原料の保管、加熱処理、添加物の使用、製品の保管、品質管理）

13

【帳簿の備付け 1】



- ・名称及び数量
- ・輸入年月日
- ・輸入先国名及び輸入の相手方の氏名又は名称
- ・輸入したペットフードの荷姿
- ・製造国名及び製造業者の氏名又は名称並びに原材料の名称

14

【帳簿の備付け 2】



- 譲り渡したペットフードの名称及び数量
- 相手方の氏名又は名称
- 譲り渡しの年月日
- 譲り渡したペットフードの荷姿
- 2年間の保存

15

《販売業者(卸売)の場合》



16

【立入検査先の概要の確認】

- 取扱品目
- 取扱量
- 取扱タイプ
- その他必要事項

17

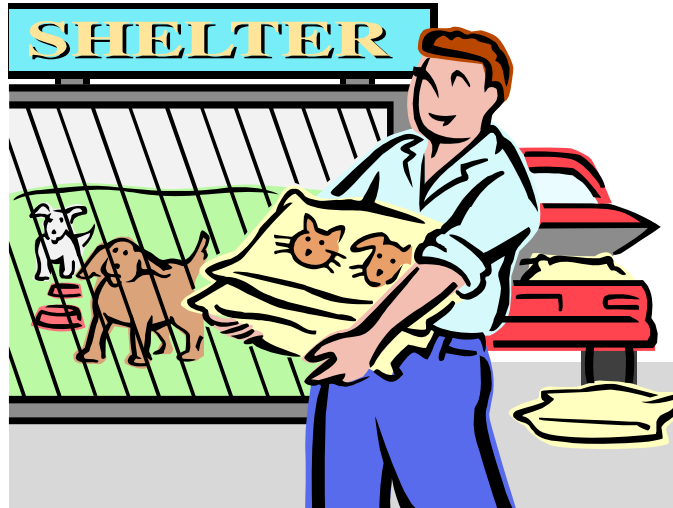
【帳簿の備付け】



- 譲り渡したペットフードの名称及び数量
- 相手方の氏名又は名称
- 譲り渡しの年月日
- 譲り渡したペットフードの荷姿
- 2年間の保存

18

《共通事項》



19

【表示の基準】

- ①ペットフードの名称
- ②原材料名
- ③賞味期限
- ④業者の氏名又は名称及び住所
- ⑤原産国名

20

(参考) 良い表示例



①名称

ペットフードの商品名をいうが、犬用又は猫用であることがわかるように記載
※商品名からは犬用か猫用かわかりにくい場合、商品名にその旨を併記するか、一括表示欄などに、例えば「成犬用総合栄養食」のように犬用か猫用かわかるような記載をすることでも可能

- 成犬用総合栄養食
- 内容量: 10kg
- 与え方: 成犬体重1kgあたり1日○○gを目安として、1日の給与量を2回以上に分けて与えてください。
- 成分: 粗タンパク18%以上、粗脂肪5%以上、粗繊維質5%以下、粗灰分8%以下、水分12%以下
- 原材料名: 穀類(とうもろこし、小麦)、肉類(ビーフ、チキン)、野菜類(ほうれん草、にんじん)、ミネラル類(P、Ca)、ビタミン類(A、B、C)、酸化防止剤(ミックストコフェロール)
- 原産国名: 日本
- 製造者: ABCペットフード株式会社
〒100-0000
東京都千代田区○○町1-2-3
- 賞味期限: 袋の底に年月で印字
(最初の4ケタが西暦年、次の2ケタが月)

③原材料名

原則として、使用した原材料(添加物を含む)をすべて記載

④原産国名

最終加工工程を完了した国

⑤事業者名及び住所・所在地

事業者名は、事業者の種別(製造者、輸入者又は販売者)と名称を表示

②賞味期限

年月日又は年月により表示
例: 2010 08

(参考) 悪い表示例



①名称

(犬用か猫用が不明)

- 内容量: 10kg
- 原材料名: 穀類(とうもろこし、小麦)、肉類(ビーフ、チキン)、野菜類(ほうれん草、にんじん)、ミックストコフェロール
- 製造国: アメリカ合衆国
- ABCペットフード株式会社
〒100-0000
東京都千代田区○○町1-2-3
- 賞味期限: 12 11

③原材料名

(用途名を併記すべき添加物(ミックストコフェロール)に用途名が併記されていない)

④原産国名

(原産国名を製造国と記載)

⑤事業者名及び住所・所在地
(事業者の種別(製造者、輸入者又は販売者)が記載されていない)

②賞味期限

(年月で表示しているのか、月年で表示しているのか不明)

【製品の集取対象等】

当初、穀類等植物性原料を多く含む
ドライタイプの製品を中心に選定

平成24年度よりウェット製品も集取対象

なお、輸入品については、倉庫等で集取

23

【集取と収去】

▪ 集取（法に基づく原則として有償の採取）

ペットフード安全法、農薬取締法、消費者安全法、
牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に
関する特別措置法（トレサ法）、種苗法、
植物防疫法、家畜伝染病予防法

▪ 収去（法に基づく無償の採取）

飼料安全法、遺伝子組換え生物等の使用等の規
制による生物の多様性の確保に関する法律（カ
ルタヘナ法）、肥料取締法、食品衛生法、大麻取
締法等

24

【製品の集取方法①】

- 製品の試料採取は、同一賞味期限のものを対象として、試験用試料及び保管用試料を各3個以上で合計量が300g以上になるよう任意に採取
- ☆ 例：最終小分け製品（缶詰）の重量が80gの場合、
80g × 3個で240gとなり、300gを満たしていないため、
4個が試験用に必要とされ、更に保管用として4個、
合計8個の同一賞味期限の製品が必要



80g入り

× 3個 = 240g → しかし、300gを満たしていないので、必要量は **4個**

25

【製品の集取方法②】

- ただし、品質が比較的均一であると考えられる場合は1個で300g以上とする（例：ドライ製品、成型ジャーキー、粉ミルク、ビスケット類）
- ☆ 例：最終小分け製品（ドライ製品）の重量が200gの場合、1個では300gを満たしていないため、2個が試験用に必要とされ、更に保管用として2個、合計4個の同一賞味期限の製品が必要



200g入り

× 1個 = 200g → 必要量は **2個**

26

【集取品の対価の支払い】

- ・ 集取したものの対価は、時価で算定
なお、算定が困難等の理由により請求を辞退する場合は、申出書を提出
- ・ 対価の請求先：検査職員の所属により異なる
消費・安全局長
地方農政局長
北海道農政事務所長
FAMIC理事長

27

請 求 書

平成 年 月 日

独立行政法人農林水産消費安全技術センター 理事長 殿

住 所

氏 名
又は
名称
代表者

印

平成 年 月 日実施の立入検査の際、集取された愛がん動物用飼料については、下記のとおり請求します。

品 名	数 量 (個数、重さ)	単 価	金 額
(商品名)			
消 費 税			
合 計			

振込先を記載すること

28

申 出 書

平成 年 月 日

独立行政法人農林水産消費安全技術センター 理事長 殿

住 所

氏 名
又は
名 称

印

平成 年 月 日実施の立入検査の際、集取された愛がん動物用飼料については、対価の請求を辞退します。

29

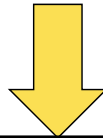
集取品の試験



30

【基本的な考え方】

- ・愛玩動物用飼料による被害事例の有無
- ・健康影響の強さ
- ・原料の汚染状況
- ・諸外国における規制状況



基準・規格の設定

製造の方法の
基準で規定

- ・原料
- ・製造中の加熱・乾燥等
- ・プロピレングリコール
猫用には不可

- ・かび毒
- ・有害微生物
- ・使用上の注意が必要な添加物
- ・重金属
- ・残留農薬

31

【集取品の試験1】

- ・集取品については、原材料組成等をもとに試験項目（アフラトキシンB1、有機リン系農薬、酸化防止剤、有機塩素系化合物、重金属等）を選定し、試験を実施
- ・分析は、すべてFAMICで実施
- ・試験方法は、FAMICで定めた方法

32

【愛玩動物用飼料等の検査法】

(平成21年9月1日付け21消技第1764号)

1. **水分・生菌数**
2. **重金属** (カドミウム、鉛、水銀、ヒ素)
3. **かび毒** (アフラトキシンB₁、アフラトキシンB₂、アフラトキシンG₁、アフラトキシンG₂、デオキシニバレノール、オクラトキシンA、ゼアラレノン、フモニシンB₁、フモニシンB₂、フモニシンB₃)
4. **農薬**
5. **添加物** (エトキシキン、ジブチルヒドロキトルエン、ブチルヒドロキシアニソール、亜硝酸ナトリウム、ソルビン酸)
6. **有害物質** (メラミン)

<http://www.famic.go.jp/ffis/pet/sub4.html>

33

【集取品の分析法】

項 目	分析方法
アフラトキシンB ₁	液体クロマトグラフを用いたアフラトキシン類の同時分析法
クロルピリホスメチル	ガスクロマトグラフを用いた系統的分析法
ピリミホスメチル	
マラチオン	
メタミドホス	液体クロマトグラフタンデム型質量分析計による単成分分析法(LC/MS/MS)
エトキシキン	液体クロマトグラフ
ジブチルヒドロキシルトルエン	液体クロマトグラフ
ブチルヒドロキシアニソール	液体クロマトグラフ
有機塩素系化合物 BHC、DDT、アルドリン、ディルドリン、エンドリン、ヘプタクロル・ヘプタクロルエポキシド)	ガスクロマトグラフを用いた同時定量法
カドミウム、鉛、ヒ素	原子吸光光度計

34

【試験結果判明後の措置】

- ・ 試験を実施した結果、基準値を超える等問題が認められた場合は、速やかに連絡



安全確保のために必要な対策を講じる

35

【検査結果の公表】

「農林水産大臣又は環境大臣は、愛がん動物用飼料又はその原材料を集取させたときは、当該愛がん動物用飼料又はその原材料の検査の結果の概要を公表しなければならない。」

これに基づき、農林水産省掲示板等に掲載
FAMICホームページに掲載

36

（集取品の検査結果の公表例）

公 表

愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律（平成20年法律第83号）第12条第5項の規定により平成〇年〇月に集取した愛がん動物用飼料等の検査結果の概要を次のとおり公表する。

平成〇年〇月〇日

農林水産大臣 印

製造業者等の種別、氏名及び住所等	愛がん動物用飼料等の種類	愛がん動物用飼料等の名称	賞味期限	試験項目	違反の有無及び違反の内容
（輸入業者） 〇〇（株） 東京都〇〇区・・・	犬用	〇〇印ドッグフード	2011. 1	かび毒-アフラトキシンB1 農薬-マラチオン	無

集取した愛がん動物用飼料等に表示されている表示者、種類、名称、賞味期限を公表時に記載

37

【分析結果の通知】

- ・集取品の試験結果は、公表後、関係者に文書で通知

（原則、被検査者及び所有者）

38

(試験結果通知例)

ペットフード等の試験結果について（通知）

平成〇〇年〇月〇日、当センター職員が貴社〇〇工場に立入検査した際に集取した貴社製造のペットフード等の試験結果を下記のとおりお知らせします。

記

ペットフード等の名称	試験の結果			備考
	区分	試験項目（表示値）	試験値等	
〇〇〇〇	農薬	マラチオン ピリミホスメチル、クロル ピリホスメチル	〇 p p m 不検出	

39

ペットフードの検査の概要

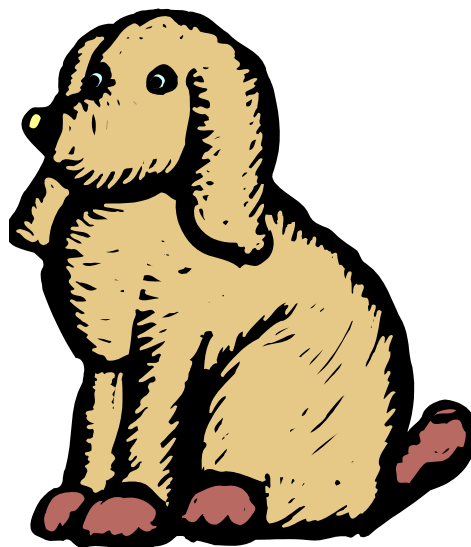


表3 ペットフード立入検査箇所数等
(平成21年12月～26年3月)

立入検査場所	立入検査箇所数	うち違反が認められた箇所数
製造業者	133	0
輸入業者	120	0
販売業者	229	0
その他	24	0
合計	506	0

41

表4 集取品の試験結果
(平成21年12月～26年3月)

検査項目	分析点数	検出点数	最大値 ($\mu\text{g/g}$)	基準値 ($\mu\text{g/g}$)
アフラトキシンB1	300	73	0.012	0.02
クロルピリホスメチル	178	11	0.624	10
ピリミホスメチル	178	24	2.410	2
マラチオン	178	9	0.155	10
メタミドホス	54	0	—	0.2

42

表4 集取品の試験結果

(平成21年12月～26年3月)

検査項目	分析点数	検出点数	最大値 ($\mu\text{g/g}$)	基準値 ($\mu\text{g/g}$)
BHC	56	0	—	0.01
DDT	56	17	0.004	0.1
アルドリン・ ディルドリン	56	2	0.001	0.01
エンドリン	56	0	—	0.01
ヘプタクロル・ ヘプタクロルエポキシド	56	0	—	0.01

43

表4 集取品の試験結果

(平成21年12月～26年3月)

検査項目	分析点数	検出点数	最大値 ($\mu\text{g/g}$)	基準値 ($\mu\text{g/g}$)
カドミウム	10	2	0.29	1
鉛	12	0	—	3
ヒ素	10	9	13	15
グリホサート	10	3	2.1	15
DON	2	0	—	2(犬用) 1(猫用)

44

ペットフードに関する情報

肥料・土壌改良資材

農業

飼料

ペットフード

食品表示・JAS規格等

HOME > ペットフード

ペットフード

最新情報

2014年12月25日
2014年12月1日
2014年9月1日

お問い合わせ先について

ペットフードの製造・輸入業者の管理 (製造・輸入業者届出関係)

ペットの飼い主の管理

ペットフードの分析法等に関する技術的なお問い合わせ

各地方農政局・農政事務所等 詳細は[こちら](#)

各地方環境事務所 詳細は[こちら](#)

FAMIC 詳細は[こちら](#)

農林水産消費安全技術センターについて

公表事項

調達情報

採用情報

広報・資料等

行事・講習会等

ISO・Codex・国際協力 関連情報

OIE Collaborating Centre

メールマガジン

本部・地域センター

リンク集

東日本大震災関連情報 (復)

農林水産省ホームページへリンク

品質保証への取組

講師派遣のご案内

広報誌のご案内

新着情報

45

肥料・土壌改良資材

農業

飼料

ペットフード

食品表示・JAS規格等

HOME > ペットフード > 試験結果の公表

立入検査に係る試験結果の公表

愛玩動物用飼料等の立入検査実施状況の概要 (平成26年10月分)

立入検査件数

立入検査場所	立入検査箇所数	うち違反が認められた箇所数
愛玩動物用飼料製造業者	7	0
愛玩動物用飼料輸入業者	1	0
愛玩動物用飼料販売業者	9	0
その他	0	0

愛玩動物用飼料等の試験結果

愛玩動物用飼料等の区分	試験点数	うち違反が認められた点数
愛玩動物用飼料	14	0
愛玩動物用飼料の原材料	0	0

違反の概要

違反の種類	製造業者等の名称	愛玩動物
該当なし	-	-

立入検査に係る試験結果の公表

愛玩動物用飼料の立入検査を実施した際集取し、試験した試料について、その試験結果が農林水産省より公表されましたので転載します。

平成23年11月 (PDF:161KB)

平成23年12月 (PDF:77KB)

平成24年 1月 (PDF:71KB)

農林水産消費安全技術センターについて

公表事項

調達情報

採用情報

広報・資料等

行事・講習会等

ISO・Codex・国際協力 関連情報

OIE Collaborating Centre

メールマガジン

本部・地域センター

リンク集

東日本大震災関連情報 (復)

農林水産省ホームページへリンク

品質保証への取組

講師派遣のご案内

広報誌のご案内

立入検査に係る試験結果の公表

46

HOME > ペットフード > Q & A

肥料・土壌改良資材 農業 飼料 ペットフード 食品表示・JAS規格等

農林水産消費安全技術センターについて
公表事項
関連情報
採用情報
広報・資料等
行事・講習会等
ISO・Codex・国際協力関連情報
OIE Collaborating Centre
メールマガジン
本部・地域センター
リンク集

東日本大震災関連情報(復)
農林水産省ホームページへリンク
品質保証への取組 ISO/IEC 17025
講師派遣のご案内
広報誌のご案内
ご意見・お問い合わせはこちら

www.farmic.go.jp/ffis/pet/sub3.html

リーフレットやマニュアル

ペットフードの製造、輸入、販売を行う事業者のみなさま向けに、ペットフード安全法の概要、届出等に関するマニュアル、Q&A等を掲載しています。
こちらをご覧ください。

事業者のみなさま向け ペットフード安全法に関するQ&A

事業者のみなさまからのよくある質問と答えをまとめています。リーフレットやマニュアルをご一読の上、これらのQ&Aをご活用ください。
こちらをご覧ください。

なお、飼料、ペットフード及び飼料添加物の自由販売証明書に関するQ&Aにつきましては、[こちら](#)をご覧ください。

事業者のみなさまへの注意喚起

平成26年度

- 平成27年 4月 5日 [サルモネラ汚染の可能性のある輸入ペットフードの自主回収情報\(注意喚起\)](#)
- 平成26年10月14日 [イタリアの事業者が販売するタイ産の猫用缶詰からのヒスタミン検出について\(情報提供\)](#)
- 平成26年 6月24日 [中国産ジャーキーに起因すると思われる犬猫への健康被害\(注意喚起\)](#)
- 平成26年 6月 4日 [サルモネラ汚染の可能性のある輸入ペットフードの自主回収情報](#)
- 平成26年 5月29日 [サルモネラ汚染の可能性のある輸入ペットフードの自主回収情報](#)
- 平成26年 5月19日 [中国産ジャーキーに起因すると思われる犬猫への健康被害\(注意喚起\)](#)

事業者のみなさまへの注意喚起

47

HOME > ペットフード > ペットフード関係法令

肥料・土壌改良資材 農業 飼料 ペットフード 食品表示・JAS規格等

農林水産消費安全技術センターについて
公表事項
関連情報
採用情報
広報・資料等
行事・講習会等
ISO・Codex・国際協力関連情報
OIE Collaborating Centre
メールマガジン
本部・地域センター
リンク集

東日本大震災関連情報(復)
農林水産省ホームページへリンク
品質保証への取組 ISO/IEC 17025
講師派遣のご案内
広報誌のご案内
ご意見・お問い合わせはこちら

ペットフード関係法令

ペットフードに関する法令をご紹介します。WEB表現の制限のため、官報とは書式が異なります。
この法令の翻訳は公定訳ではありません。法的効力を有するのは日本語の法令目録であり、翻訳はあくまでその理解を助けるための参考資料です。この翻訳の利用に伴って発生した問題について、一切の責任を負いかねますので、法律上の問題に関しては、官報に掲載された日本語の法令を参照してください。

1 法律

- [薬がんと動物用飼料の安全性の確保に関する法律](#)
(平成20年6月18日・法律第403号)
(英訳版は[こちら](#) [English click here](#))

2 政令

- [薬がんと動物用飼料の安全性の確保に関する法律施行令](#)
(平成20年12月 3日・政令第366号)
(英訳版は[こちら](#) [English click here](#))
- [薬がんと動物用飼料の安全性の確保に関する法律の施行期日を定める政令](#)
(平成20年12月 3日・政令第365号)

3 省令

- [薬がんと動物用飼料の成分規格等に関する省令](#)
(平成21年 4月28日・農林水産省令・環境省令第1号)
(平成23年 9月 1日・農林水産省令・環境省令第3号)により一部改正
新旧対照表は[こちら](#)。
(英訳版は[こちら](#) [English click here](#))

ペットフード安全法(条文)

48



<http://www.famic.go.jp/ffis/pet/>